

「(仮称) 草津市立プール」ネーミングライツパートナー 募集要項

草津市（以下、「市」という。）では、「(仮称) 草津市立プール」におけるネーミングライツ契約者（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）を次のとおり募集します。

1 目的

市有財産の有効活用により自主財源を確保し、「(仮称) 草津市立プール」の利用者サービスの維持・向上等の確立を図るため、「(仮称) 草津市立プール」に愛称を命名する権利を取得するネーミングライツパートナーを募集します。

2 募集概要

(1) 対象施設

施設名	(仮称) 草津市立プール
所在地	草津市西大路町外地先
施設概要	・屋内プール3面（50m、25m、飛込） ・観客席 約2,500席（仮設席含む） ・付属施設（ドライランド、トレーニングルーム、スタジオ等）
運営事業者	草津シティプールPFIサービス株式会社 〔代表〕 前田建設工業(株) 〔設計〕 前田建設工業(株)・(株)大建設計 〔建設〕 前田建設工業(株)・西武建設(株) 〔工事監理〕 (株)大建設計 〔運営〕 (株)ビバ 〔維持管理〕 日本管財(株) ※(株)大建設計は協力企業
施設の特徴等	別紙1・2のとおり

(2) ネーミングライツ料（消費税および地方税を含む）

5,000,000円/年（希望価格）

※上記金額は希望価格であり、上記金額以外で応募いただくことも可能です。

※初年度分（R6.5～R7.3分）は、月割計算（千円未満切捨）とします。

※支払いについては、年度毎の支払いに限らず、初年度において契約期間中の総額を一括で支払うことも可とします。

※消費税および地方消費税の税率が変更となった場合でも、契約期間内は契約金額を変更しないこととします。

(3) 契約期間

令和6年5月1日から令和11年3月31日まで（希望期間）

※上記期間は希望期間であり、上記期間以外で応募いただくことも可能です。

※契約更新の際には、原則、優先交渉権（契約期間満了後、ネーミングライツパートナーとして継続する意向がある場合、他者に優先して市と交渉できる権利）があります。なお、契約更新については、契約期間満了の1年前までに市と協議を行い決定するものとし、その際は、応募時の提出書類に準じた資料のうち、変更があった部分および市が確認を必要とする資料等の提出を求めるとします。

(4) 命名条件

- ①市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい愛称（本施設がプール施設であると分かるもの）としてください。
- ②愛称の一部に「草津（平仮名表記も可）」の文字を使用してください。
- ③商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。
- ④利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称変更はできないものとします。
- ⑤今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の変更は行いません。

(5) ネーミングライツパートナーの権利

ネーミングライツパートナーは、当該施設に企業名や商品名等を付した愛称を命名し、(6) ①に定めるものについて、その愛称を表示することができます。

なお、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとします。

(6) 愛称の表示

- ①愛称の表示が可能なものは、施設敷地内の看板（案内板）、印刷物（施設パンフレット、ポスター、チラシ等）、施設のホームページです。看板（案内板）の設置が可能な場所については、別紙3および別紙4（「施設名称サインB」は除く）のとおりであり、その他の場所への設置は、市および関係機関と協議のうえ決定します。なお、新たに施設壁面に看板等の設置を希望する場合は、別途協議のうえ、設置の可否を決定することとします。
- ②施工の範囲、実施時期および内容については、市および関係機関と協議のうえ、決定します。なお、施設屋外に設置する看板等広告物については、草津市屋外広告物条例による規制がかかるため、デザイン案作成時点で相談願います。
- ③印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。
- ④ネーミングライツパートナーが周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、市および関係機関と協議のうえ、変更可能なものについては、変更するこ

ととします。

(7) 愛称表示に伴う費用負担等

- ①愛称表示に伴う看板や案内板等の設置および原状回復は、ネーミングライツパートナーが施工することとし、それに要する費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。なお、別紙3および別紙4中「施設名称サインE」については、本プール整備事業者の費用負担にて設置することが可能ですが、当該看板に係る原状回復については、ネーミングライツパートナーが施工することとし、それに要する費用についても、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。
- ②周辺の道路標識等の表示変更および原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、実施方法については、別途協議し決定します。
- ③印刷物の変更・作成に要する費用は印刷物作成者、施設のホームページ変更に要する費用はホームページ管理者がそれぞれ負担することとします。

(8) 愛称の普及・定着

市は、愛称の普及・定着を図るため、(3)に定める契約期間前であっても、以下のような普及活動等を行う場合があります。

- ・ネーミングライツパートナー決定後における報道機関への資料配布や市ホームページ等を通じた発表
- ・市の各種広報における愛称使用
- ・施設管理者、メディアに対する愛称使用の働きかけ

3 応募資格

(1) 法人、その他の団体もしくはそれらにより構成されたグループ（以下、「法人等」という。）であって、次の要件を満たす者としてします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品関係指名等停止基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ④草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む）。

⑤次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 役員等（応募者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。
- (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
- (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) 以下の業種および事業者には該当しない者とします。

- ①風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業およびそれに類似する業種。
- ②貸金業の規則等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業および事業者金融業を営む事業者。
- ③ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。
- ④エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種。
- ⑤特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売、訪問販売を行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- ⑥投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機があっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者。
- ⑦探偵社、身元調査会社等の業種。
- ⑧行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者。
- ⑨草津市が定める指名停止等の基準による指名停止または指名の対象外の措置期間中である事業者。
- ⑩暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧または暴力団

員を利用するなどしている事業者および暴力団の維持、運営に協力し、または関与している事業者。

⑩その他市の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者。

(3) グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

①グループを構成するすべての法人その他の団体が応募資格を有すること。

②グループを代表する法人または団体を定めること。

③単独で提案した法人または団体はグループの構成員になることはできないこと。

④複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと。

(4) 広告代理店を通じた応募も可能ですが、その場合、委任状を併せて提出してください。なお、市から広告代理店に対して手数料を支払うものではありません。

4 応募手続

(1) 募集期間

令和5年5月1日(月)から令和5年8月31日(木)まで

※ただし、申込書の提出があった日(郵送の場合は消印日)をもって申込が行われたものとしします。

※申込がなかった場合の募集期間の延長等は市のホームページでお知らせします。

(2) 提出場所

草津市役所7階 建設部 プール整備事業推進室

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

(3) 提出書類

①「(仮称)草津市立プール」ネーミングライツ契約者申込書(様式1)

②委任状(様式2) ※代理人が応募する場合

③定款、寄附行為その他これらに類するもの

④法人および団体等の概要および直近の会計年度の事業計画書

⑤直近3か年の決算報告書類(法令等に基づき作成された貸借対照表等)

⑥登記事項証明書(商業登記簿謄本)

⑦直近1年分の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税および地方消費税に未納がないことを証明する書類

⑧印鑑証明書

⑨誓約書(様式3)

⑩施設の魅力向上や市民サービスを高めるための提案等について(様式4)

⑩地域社会への貢献等について（様式5）

※グループ応募の場合は、上記②～⑨について、構成するすべての法人、その他団体について提出してください。

(4) 提出方法

上記提出書類10部（正本1部、副本9部）を、提出場所まで郵送（8月31日（木）に必着のこと。）または持参してください。

(5) 質疑および回答

この要項に関する質疑および回答は、次のとおりとします。

①質疑の資格者

本要項「3 応募資格」を満たす者とします。

②質疑の方法

質疑の方法	受付期間および受付場所等
質疑の要旨を様式6に簡潔にまとめ、次の方法のいずれかにより提出してください。	① 受付期間 令和5年5月1日（月）8時30分から 令和5年5月31日（水）17時15分まで ※持参の場合、平日の8時30分から17時15分まで。
①持参	②受付場所 草津市役所7階 建設部 プール整備事業推進室
②FAX	※受付期間外および口頭や電話等による質疑には回答しません。
③電子メール	

③回答

回答は、随時、市のホームページに掲載します。

(6) 問合せ先

草津市役所7階 建設部 プール整備事業推進室

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-6807 FAX：077-561-2489

E-MAIL：pool@city.kusatsu.lg.jp

5 ネーミングライツパートナーの選定方法等

- (1) 別途設置する選定委員会において、応募資格、愛称案、ネーミングライツ料、経営の安定性、地域貢献等を以下の表に基づき総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。その後、選定された優先交渉権者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。ただし、優先交渉権者として選定されるための最低基準は、審査項目の合計点数の6割とし、最低基準に満たない場合は失格とします。

- (2) 優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行い、協議が整わなかった場合は、次点順位の応募者と順次協議を行うこととします。

審査項目、審査ポイントおよび配点

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	市民にとっての親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、地域への定着度、施設の設置目的やイメージとの整合等	20
経営の安定性	応募者のネーミングライツ料の支払能力、財政状況から判断した経営の安定性等	10
提案内容	施設の魅力や利便性、市民サービスを高めるために提案があるか、提案内容の具体性、実現可能性等	10
地域貢献等	地域貢献やスポーツ（特に水泳競技）の振興等に対する理念、活動実績、今後の計画等	10
ネーミングライツ料	応募金額の妥当性、相対評価	40
契約期間	契約期間の妥当性、相対評価	10
合計		100

- (3) 選定委員会の結果は、全応募者に文書で通知するとともに、応募状況や順位等は公表（事業者の名称等は非公表）します。

6 留意事項

- (1) 決定したネーミングライツパートナーの名称および所在地、決定した愛称、ネーミングライツ料等を公表します。
- (2) ネーミングライツ料の納入時期等、契約の詳細は協議のうえ決定します。
- (3) ネーミングライツパートナーの決定後に、申込み内容や提案内容において、虚偽や事実と異なる内容等が判明したとき、およびネーミングライツパートナーの要件を欠くこととなったとき、または要件を欠くことが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市や当該公共施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合等、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は決定の取り消し、または契約の解除をすることができることとします。
この場合に、原状回復に必要な経費は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

7 スケジュール

募集期間	令和5年5月1日（月）から 令和5年8月31日（木）まで
選定委員会	令和5年9月中旬
ネーミングライツパートナー確定 （契約締結日）	令和5年10月中旬～11月上旬
看板設置等工事	契約締結日から令和6年3月31日まで
指定管理開始	令和6年5月1日から
供用開始年月日	令和6年6月（予定）

8 施設位置図

※JR草津駅
から徒歩10分



(様式1)

令和 年 月 日

草津市長 様

法人等名
 所在地
 代表者名 印

(上記代理人)
 法人名
 所在地
 代表者名 印

「(仮称)草津市立プール」ネーミングライツ契約者申込書
 「(仮称)草津市立プール」ネーミングライツ契約者募集要項に基づき、下記のとおり応募します。

応募施設	
愛称(案)	(ふりがな)
愛称(案)の提案理由 (愛称(案)に対する考え方等)	
ネーミングライツ料	年額 円 (消費税および地方消費税含む)
応募理由 (期待される効果等)	

応募形態	単独	グループ	グループ応募で代表企業または団体の場合、右欄に○を記載
業種			
業務内容			
担当	担当者役職・氏名		
	部署		
	連絡先	電話番号：	FAX：
		E-mail：	

- 〈添付書類〉
- 委任状(様式2) ※代理人が応募する場合
 - 定款、寄附行為その他これらに類するもの
 - 法人および団体等の概要および直近の会計年度の事業計画書
 - 直近3カ年の決算報告書類
 - 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
 - 草津市税等に未納がないことを証する書類(直近1年度分)
 - 印鑑証明書
 - 誓約書(様式3)
 - 施設の魅力向上や市民サービスを高めるための提案等について(様式4)
 - 地域社会への貢献等について(様式5)

※申込書は10部(正本1部、副本9部(コピー可))、添付書類についても各10部提出してください。

※添付書類(様式4・5除く)について、グループ応募の場合は、構成するすべての法人その他団体について提出してください。

(様式2)

委 任 状

令和 年 月 日

草津市長 様

(委任者)

法人等名

所在地

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と認め、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、
「(仮称)草津市立プール」ネーミングライツに関する次の事項について権限を委任します。

1 受任者 (代理人)

(受任者使用印鑑)

法人名

所在地

代表者名

2 委任事項

(様式3)

誓 約 書

令和 年 月 日

草津市長 様

法人等名

所在地

代表者名

印

「(仮称)草津市立プール」ネーミングライツ契約者の応募に当たり、下記事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記4につき貴市が必要と判断する場合は、貴市が滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 「(仮称)草津市立プール」ネーミングライツ契約者の応募資格要件をすべて満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽または不正はありません。
- 3 草津市税等の未納はありません。
- 4 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 5 4の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。

(様式4)

施設の魅力向上や市民サービスを高めるための提案等について

法人等名

ネーミングライツパートナー選定の資料とさせていただきますので、導入に伴い、施設の魅力向上や、市民サービスを高めるための提案を御記入ください。

※資料等があれば添付してください。

※ネーミングライツパートナーとして契約した際は、当該提案について検討を行います。実施しない場合があることに留意してください。

(様式5)

地域社会への貢献等について

法人等名

ネーミングライツ契約者選定の資料とさせていただきますので、貴社のPRや地域貢献等に対する支援の実績、今後の計画、ネーミングライツ取得への熱意等について御記入ください。

- (例)・地域貢献やカーボンニュートラル等に関するビジョンや取組
- ・他施設でのネーミングライツ契約実績
 - ・ネーミングライツへの熱意等

※資料等があれば添付してください。

(様式6)

「(仮称)草津市立プール」ネーミングライツ契約者募集に係る質問票

令和 年 月 日

連 絡 先		質 問 内 容	
		法 人 等 名	
		所 在 地	
		担 当 部 署	
		担 当 者 氏 名	
		電 話 番 号	
		F A X	
E - m a i l			

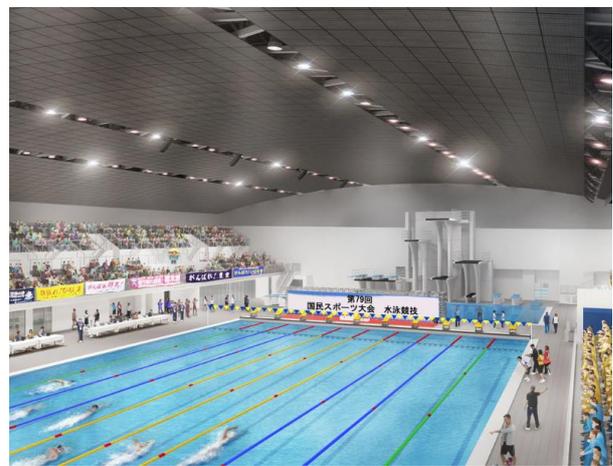
■施設概要

施設名	(仮称) 草津市立プール	所在地	草津市西大路町外地先
概要	1 建設年度 令和6年6月 供用開始予定		
	2 施設構成 屋内50mプール [最大水深3m、可動床・可動壁] 屋内25mプール [水深1.35m] 屋内飛込プール [水深5m] 付属施設：ドライランド、トレーニングルーム、スタジオ等		
	3 敷地面積 約20,000 m ²	4 延床面積 約15,000 m ²	
	5 年間利用者数 (見込) プール個人利用：約5万人、トレーニングルーム：約3万人 このほか、各プールでの合宿等の団体利用やスタジオの利用等も想定。		
	6 管理運営形態 指定管理 (令和21年3月31日まで)		
	セールスポイント	<p>【 草津市のシンボル施設となり 日本の水泳競技の拠点となる国内有数のプール施設 】</p> <p>水泳競技関係者の方々からも非常にご期待いただいております。近隣他府県からも多くの競技者が集まるとともに、本施設を拠点としたトップアスリートの輩出や、全国規模の大会を含めた各種大会の開催、隣接する公共施設とも連携したイベントの開催などにより、本施設が「<u>市のシンボル</u>」となることを目指し、現在、施設の整備を進めています。</p> <p>① 令和7年に開催の「<u>わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ</u>」の水泳競技会場。</p> <p>② 50mプールは、<u>通年利用可能な水深3mの屋内50mプールとしては西日本で4か所目</u> (九州に3か所)。また、プールを4分割し、それぞれに水深設定可能な<u>国内初</u>のプールとなる。(水球やアーティスティックスイミングなど、多様な利用形態に対応)</p> <p>③ 飛込プールは、<u>通年利用可能な屋内飛込プールとしては西日本唯一</u>。また、飛込競技等のドライランド (屋内練習場) は<u>国内最大規模</u>。(全国的に飛込競技施設はまだまだ充実しておらず、本施設が<u>飛込競技をはじめとした合宿の聖地</u>となることを想定)</p> <p>④ 本施設は、市の中心市街地の一角に位置し、<u>JR草津駅 (京都駅から約20分) からは徒歩10分</u>、また、主要幹線道路 (都市計画道路大江霊仙寺線) に面しており、<u>アクセスしやすい</u>立地。</p> <p>(※開催を想定している大会…県内の各種大会 (年間20大会程度)、そのほか関西圏や全国規模の大会も開催想定。 ※令和6年開催予定大会の一例…ジャパンマスターズ短水路 (選手約2,000人)、日本パラ水泳選手権 (選手等約1,000人))</p>	
特記事項	・開館時間 (予定) 午前9時～午後9時		
	・休館日 (予定) 毎週木曜日、年末年始 (12月29日から1月3日) ※市内公立小・中学校夏季休暇期間は毎日開館		
	・観客席数 固定席：約1,300席、仮設席：約1,200席 ※駐車場は約180台		

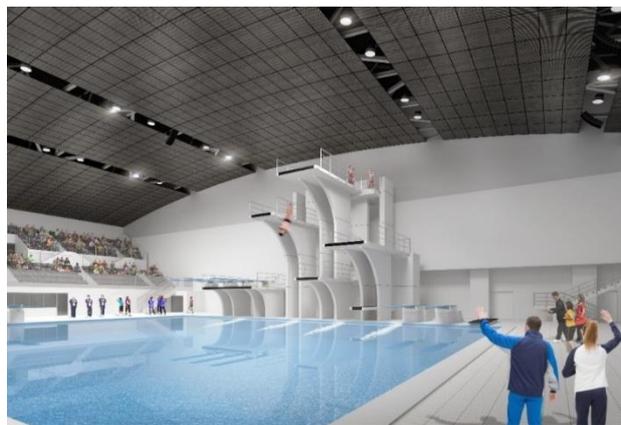
■施設の外観および内観のイメージ



鳥瞰図



屋内 50mプール



屋内飛込プール



ドライランド（屋内練習場）



屋内 25mプール

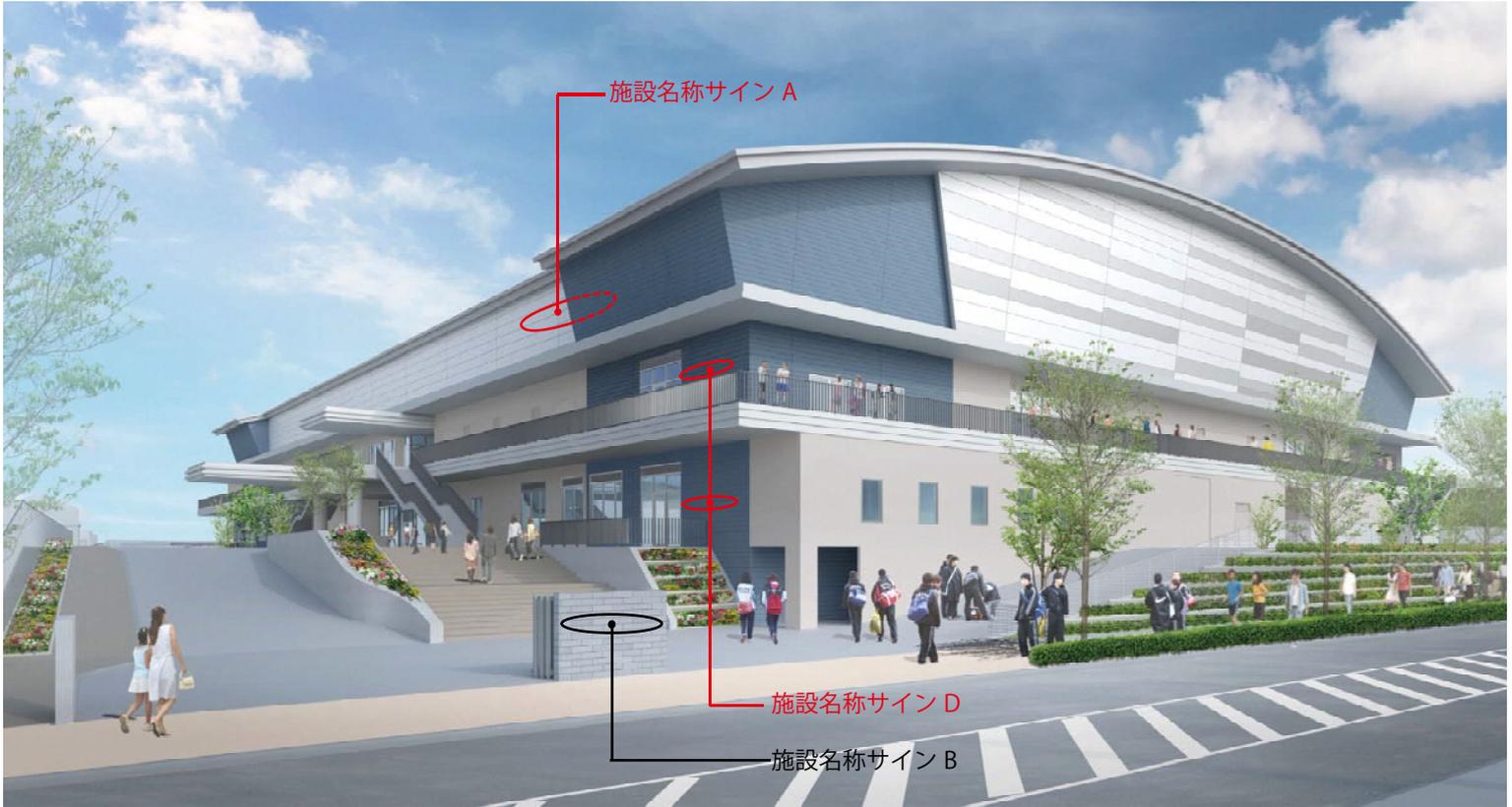


トレーニングルーム

※画像はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

施設名称サインBは条例上の名称看板を設置予定
施設名称サインEは本プール整備事業者にて設置可能

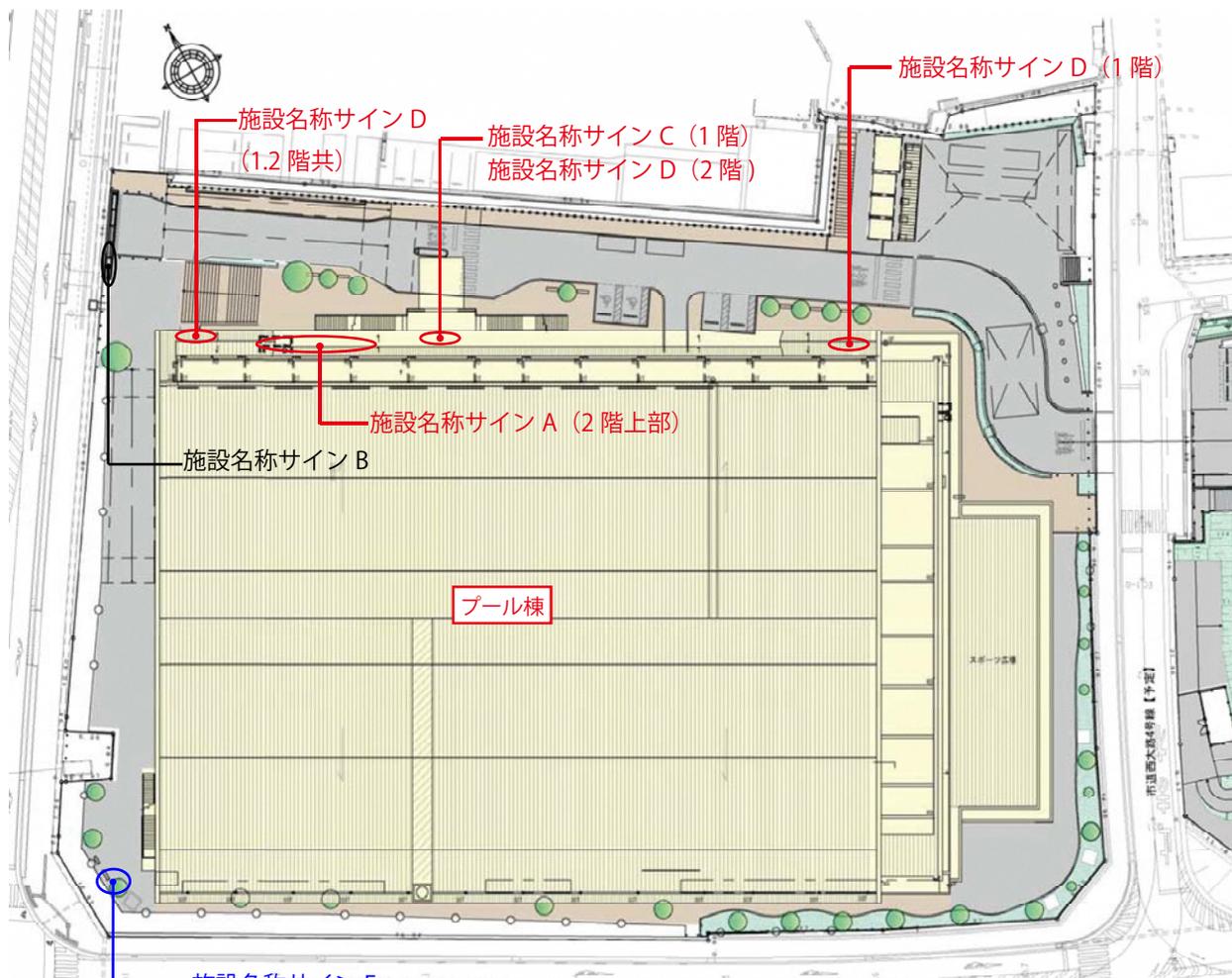
北西側外観パース



北西側鳥瞰パース

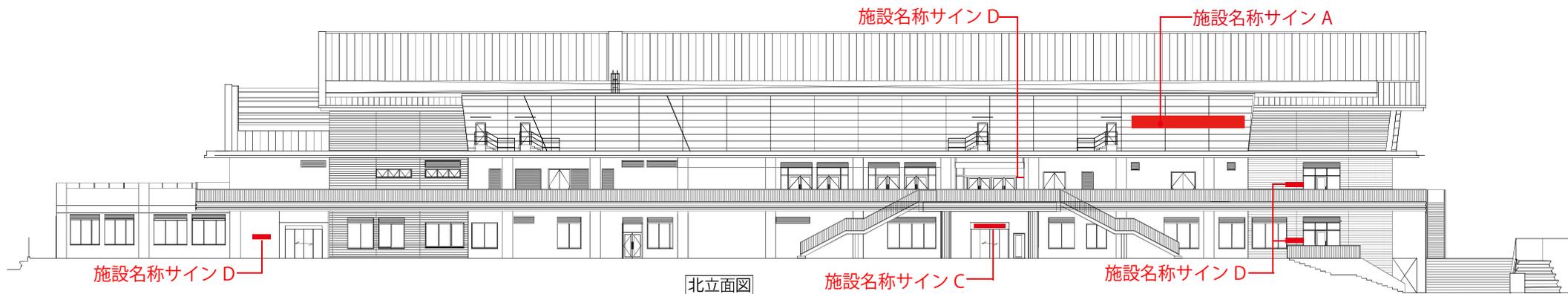
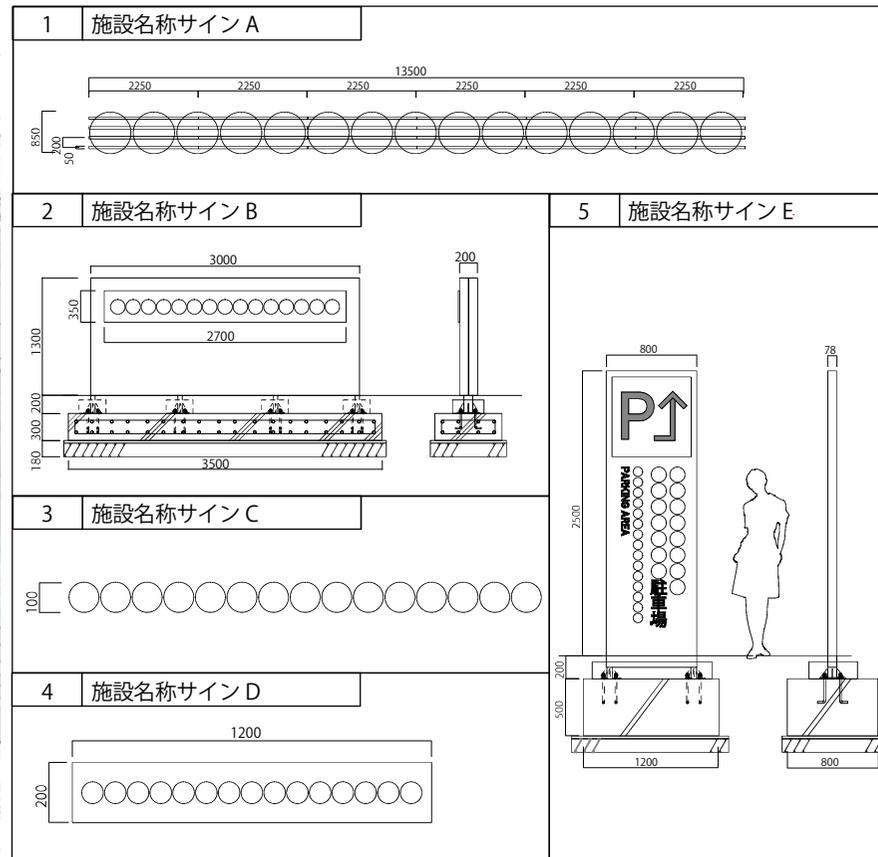


画像はイメージであり、実際とは異なる場合があります。



平面図

施設名称サインBは条例上の名称看板を設置予定
施設名称サインEは本プール整備事業者にて設置可能



北立面図